

奈良県告示第二二三十九号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

平成三十年度土壌汚染防止対策概況調査

特定有害物質の種類		銅		カドミウム		地目	濃度（ppm）	地点数	作物	濃度（ppm）	点数
普通畑	水田	普通畑	水田	普通畑	水田						
○・七〇一・一	○・四〇一・二	○・八〇二・九	二 四・一〇〇・	○・二〇〇・六	○・一〇〇・四	二	六	玄米	○・〇〇〇・	三・一	六
二	六	二	六	二	六			玄米	○・〇六〇・	一九	六

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田六地点及び普通畑二地点を対象とした。